介護保険ガイドョ

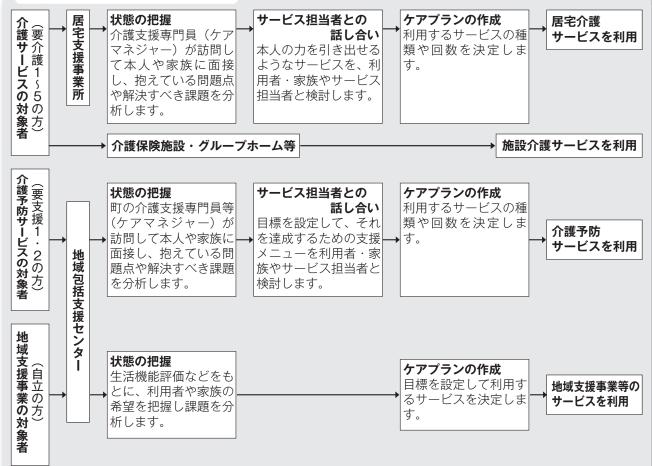
サービスを利用するときは

・要介護認定を受けた方が、居宅介護サービスを利用する場合は居宅介護支援事業者にケアプランの 作成を依頼します。

(特別養護老人ホームなどの施設介護サービス又はグループホーム等を利用したいときは、直接施設 に入所の申し込みができます。)

・要支援認定を受けた方は、地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼します。

◇サービス利用までの流れ



※住宅改修を利用される方は事前申請が必要となります。

介護保険の住宅改修をする際は、あらかじめ申請書を提出し、審査を受ける必要があります。まずは介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談してください。

※介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?

要介護者などからの相談やその心身の状況に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成し、町、サービス事業者、福祉、医療関係機関などとの連絡調整を行い、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う専門職です。

要介護認定者の障害者控除について

基準日(前年の12月31日)において、介護保険の要介護認定(要介護 $1 \sim 5$)を受けられた65歳以上で、一定の基準に該当する方は、身体障害者手帳等の交付の有無にかかわらず、町県民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

控除を受けられる方は、ほけん福祉課へ申請書を出してください。該当者には認定書を発行しますので、 申告の際に認定書を提示してください。

■申請時に持参するもの 印鑑・介護保険被保険者証

申請・問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) 面893-3810 吾北総合支所ほけん福祉課 面867-2312 本川総合支所ほけん福祉課 面869-2114 いの町地域包括支援センター(すこやかセンター伊野内) 面892-1635